

グローバルな子供の貧困

2013年6月10日

文責：柏沙耶 花角紀子 山本敦

I 子供の貧困とは

国連は貧困を、「十分な生活水準ならびにその他の市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利を享受するために必要な資源、能力、選択肢、安全および権限を持続的にまたは慢性的に奪われていることが特徴である人間の状況」。子どもたちは精神的・身体的・情緒的を損なう環境として貧困を経験しているので、世帯所得の低さや消費水準の低さといった伝統的な概念を超えて子どもの貧困の定義を拡大することがとりわけ重要となる。「世界子供白書2005」

→具体的な子供の貧困の定義はあいまいな状態であることがいえる。

今回は「世界子供白書2005」にのっとり貧困下の子供の定義を「貧困下の子どもは、生存し、発達しかつ豊かに生きていくために必要な物質的、精神のおよび情緒的資源の剥奪を経験し、それによって、権利を享受し、持って生まれた可能性を全面的に発揮し、または社会の完全かつ対等な構成員として参加することができなくなっている」とする。

II 剥奪としての貧困の現状

剥奪の概念は、子どもを取り巻く環境に焦点を当て、子どもが生活・成長する環境の属性として貧困を位置づけようとするものである。ここでは7つの分野における深刻な剥奪により発展途上国の子供たちがどのような影響を受けているかをまとめた。

栄養の剥奪：開発途上国の5歳未満児の16%超が深刻な栄養不良である。9,000万人にのぼるこれらの子どものほぼ半数が南アジアに住んでいる。このような子どもの多くは貧血・虚弱であり、病気にかかりやすく、ほとんどは出生時にすでに低体重だった。学校に行ったとしても学習上の問題を抱える子どももいるだろう。このような子どもたちは、生涯を通じて最貧困層に留まり続ける可能性が高い。

飲料水の剥奪：およそ4億人の子どもが、安全な水にまったくアクセスできない。状況がとくに深刻なのはサハラ以南のアフリカである。エチオピア、ルワンダ、ウガンダといった国々では、子どもの5人に4人が不衛生な地表水を利用するか、安全な水源まで15分以上歩く必要がある。飲料水の深刻な剥奪に直面する割合は、農村部のほうが都市部よりも相当高い。安全な水を手に入れないことは疾病の主要な原因だが、子どもの学校への出席率や勉学にも影響を及ぼす。水を探して遠くまで歩かなければならない子どもは、実質的に学校に通えなくなることが多い。

衛生設備の剥奪：開発途上国の子どもの3人に1人——5億人を超える子どもたち——はいかなる種類の衛生設備にもまったくアクセスできていない。ここでも、問題がとくに顕著に表れているのは農村部である。衛生設備を利用することができなければ子どもが病気になるおそれは劇的に高まり、子どもの生存の可能性を脅かすとともに、学校教育から最大限の恩恵を受けることができなくなるのである。たとえば学期の子ども数百万人が腸内に寄生虫を抱えており、そのために学習能力をむしろ減らしていることがわかっている。

健康の剥奪：約2億7,000万人の子ども、すなわち開発途上国の子どもの14%強は保健サービスにまったくアクセスできていない。南アジアとサハラ以南のアフリカでは4人に1人の子どもが6種類の主要な予防接種をひとつも受けていないか、下痢になっても治療を受けることができない状態にある。

住居の剥奪：開発途上国の6億4,000万人を超える子どもたちが住居の深刻な剥奪を経験している。もっとも深刻な剥奪を経験しているのは、明らかにサハラ以南のアフリカの子どもたちである。しかし、適切な住居を利用できない状態は南アジアおよび中東・北アフリカでも広がっている。中東・北アフリカでは、農村部の子どもが住居を剥奪される割合は都市部の子どもよりも4倍以上高い。

教育の剥奪：1億4,000万人を超える開発途上国の子ども——7～18歳の年齢層の13%——が、学校に一度も行ったことがない。サハラ以南のアフリカの女子について言えばその割合は32%であり、男子も27%が就学の機会を逸している。他方、中東・北アフリカの農村部の子どもについて言えばその割合は33%となる。ジェンダーによる格差がもっとも大きいのも中東・北アフリカ地域であり、女子の34%および男子の12%が一度も学校に行っていない。南アジアでもこの割合が女子25%・男子14%であり、世界中で女子が不利な立場に置かれている状況の主な要因となっている。世界全体で見ると、女子の16%および男子の10%がまったく学校に行っていない。

情報の剥奪：開発途上国の3億人を超える子どもがテレビ、ラジオ、電話または新聞にまったくアクセスできず、情報を剥奪されている。情報にアクセスすることができなければ、子どもたちは、権利や機会について知る事ができるしくみや社会に効果的に参加する能力を含む、広い意味での教育を奪われるのである。

同研究では、不利益が重なり合い、おたがいに強化し合っていることも確認された。衛生設備がなければ子どもが利用する水は汚染される。栄養が貧弱であれば子どもは病気にかかりやすく、下痢をしやすくなるし、治療を受けられなければ今度はさらに体重が減ったり病気への抵抗力が衰えたりする。十分な食べ物を得ていなかったり、しばしば病気になったり、あるいは安全な水、しかるべき住居、十分な衛生設備にアクセスできない子どもは、学校でもより多くの問題に直面する可能性が高い。住居面で深刻な剥奪状況にあり、貧しい地域の、人が多すぎる家で暮らしている子どもは、たとえ近くに学校があったとしても教育内容を吸収できない場合があるだろう。

Ⅲ 貧困削減としてのグローバルな取り組み

a. 国連ミレニアム開発目標とは

ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) は、開発分野における国際社会共通の目標です。2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された[国連ミレニアム宣言](#)を基にまとめられました。

MDGsは、極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げています。

目標と主なターゲット



目標 1：極度の貧困と飢餓の撲滅

- 1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を半減させる
- 飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる



目標 2：初等教育の完全普及の達成

- すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする



目標 3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上

- すべての教育レベルにおける男女格差を解消する



目標 4：乳幼児死亡率の削減

- 5歳未満児の死亡率を3分の1に削減する



目標 5：妊産婦の健康の改善

- 妊産婦の死亡率を4分の1に削減する



目標 6：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止

- HIV／エイズの蔓延を阻止し、その後減少させる



目標 7：環境の持続可能性確保

- 安全な飲料水と衛生施設を利用できない人口の割合を半減させる



目標 8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

- 民間部門と協力し、情報・通信分野の新技术による利益が得られるようにする

*ロゴは「特定非営利活動法人 ほっとけない 世界のまずしさ」が作成したもの。

b. MDG s 達成に向けた取り組み

■ユニセフ(国連)

ユニセフとは・・・

世界中の子どもたちの命と健康を守るために活動する国連機関です。

18歳になるまではみんな子ども。世界のどこに生まれても、すべての子どもがその権利をられ、持って生まれた可能性を十分に伸ばしながら成長できるように... ユニセフは「子ども最優先」を掲げて、支援活動を続けています。

*ユニセフ (UNICEF : United Nations Children's Fund 国際連合児童基金)

主な活動

***幼い子どもの生命と成長を守る**

たとえば、予防できる病気で命を失わないように予防接種や保健の仕組みを整えたり、栄養不良の対策を行ったりしています。

***すべての子どもに教育を**

学校を作ったり教材を届けたりするだけでなく、先生を育てたり、教育の大切さを広めたり、子どもを学校に通えるようにするための環境づくりをしています。

***HIV/エイズと闘う**

エイズによって親を失った子どもを保護したり、若者の HIV 感染や赤ちゃんの母子感染を予防したり、感染した子どもの治療を支援したりしています。

***子どもを守る**

搾取や暴力、虐待、児童労働の犠牲になっている子どもたちを保護し、教育や心のケアの機会が届けられるようにしています。

***「子ども最優先」のためのパートナーシップ**

各国政府をはじめ子どもに関わるすべての人びとが「子ども最優先」の考えに基づいて行政や予算配分をできるように協力関係をつくっています。

※ユニセフは、国連の一機関だが国連本体からの財源からは一切資金提供を受けていない。ユニセフの活動は 100%、民間から寄せられる募金と、政府から任意に寄せられる資金によって支えられている。特にユニセフの総収入のうち約 30%が民間から寄せられています。

■世界銀行

世界銀行とは・・・

貧困のない世界を目指して、開発途上国の経済・社会の発展、生活水準の向上、持続的成長を支援するため、資金協力、知的支援などを提供する国際開発金融機関です。開発のためのインフラ、保健・教育、気候変動などの地球規模課題、ジェンダー、ガバナンスなど、国際協力の幅広い分野をカバーしています。各分野の専門知識を兼ね備えたスタッフが世

界 120 か国以上に駐在し、途上国それぞれのニーズに応じて支援を提供しています。

-MDGs への取り組み-

世界銀行は 2000 年以降、世銀グループの国際開発協会 (IDA) ※を通じた世界の最貧層向け MDGs 関連支援により 1300 万人の命が救われたと述べている。今後 5 年間で、MDGs の全体的な遅れを取り戻すため、農業、教育、保健の各分野に新たな投資を導くための努力を加速すると発表している。

※国際開発協会 (IDA) は、世界銀行のグループ機関で世界の最貧層を支援している。1960 年に設立され、経済成長促進、格差解消、人々の暮らし改善を目指すプログラムを対象に無利子融資と贈与を提供することで貧困削減を図っている。過去 10 年間で IDA は、途上国に提供する無利子融資と贈与を 145 億ドルに拡大 (2000 年は 44 億ドル)

・教育分野

2015 年までの教育分野の MDGs 達成が難しいサブサハラ・アフリカなどの国々において、基本的教育分野に計 7 億 5000 万ドルの無利子融資を追加。

これらの地域では 4 分の 3 の国々が教育関連の MDGs を既に達成、または達成できる見込みとなった。2011 年までの過去 10 年間で、全世界の非就学児童数は 1 億 600 万人から 6900 万人に減少し、アフリカにおける初等教育純就学率も 58% から 76% に上昇した。また 2000 年以降、最貧国に対する IDA 融資は、300 万人以上の教員の新規採用や訓練と 200 万室を超える教室の新築のために役立てられ、毎年 1 億人以上の子どもがその恩恵を受けている。

・保健分野

世界銀行は、高い出生率、母子の栄養不良、高い母子疾病率のため MDGs の達成が難しい東アジア、南アジア、サブサハラ・アフリカを中心とする 35 か国を対象に、結果ベースの保健プログラムに対する支援を 2015 年までに 6 億ドル以上増加する。

・その他

ファスト・トラック・イニシアティブ (FTI : Fast Track Initiative)

EFA ダカール行動枠組み及び MDGs 目標に含まれている「2015 年までの初等教育の完全普及」の達成を実現するための低所得国とドナー国・機関のグローバルなイニシアティブで、世界銀行が主導し 2002 年に発足。2004 年 11 月に開催された第 4 回 FTI パートナシップ会合で、対象国を全低所得国に拡大することが決定されている。目標達成に向けた適切な教育セクター計画を策定し、現地のドナー国・機関に承認された低所得国は FTI 被支援国と認定され、ドナー側はこれらの国に対し優先的に支援を行うことが求められてい

る。また、ドナーの数が少ない FTI 被支援国は、「触媒基金」を通じて 3 年を上限とした資金援助を受けることが可能。FTI を通じた支援を希望する低所得国に対し適切な教育セクター計画の策定を支援するための「教育計画策定基金」も設置されている。2005 年 5 月現在ブルキナ・ファソ、ニジェール、ギニア、モーリタニア、ガンビア、モザンビーク、ガーナ、エチオピア、ニカラグア、ホンジュラス、ガイアナ、ベトナム、イエメンの 13 か国が FTI 被支援国であり、日本はこれらの国のほとんどで基礎教育分野の支援を実施している。

IV 日本政府の取り組み “ODA”

政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance) とは、OECD (経済協力開発機構: Organisation for Economic Co-operation and Development) の DAC (開発援助委員会: Development Assistance Committee) が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、主に経済開発や福祉の向上に寄与することを目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付のこと。

・日本の定義・(財務省 HP より引用)

開発途上国の経済発展を支援することを一般に「経済協力」と呼んでいるが、これは開発途上国への資金の流れという観点から、政府開発援助(Official Development Assistance: ODA)、その他の政府資金(Other Official Flows: OOF)、民間資金(Private Flows: PF)、民間非営利団体による贈与に分類出来る。

このうち ODA とは、次の 3 つの要件を満たす資金の流れを示す。

- 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること。
 - 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
 - 資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになり、グラント・エレメント(G.E.)* が 25%以上であること。
- * 貸付条件の緩和度を示す指標。金利が低く、融資期間が長いほど、グラント・エレメントは高くなり、借入人(開発途上国)にとって有利であることを示す。例えば、贈与のグラント・エレメントは 100%。なお、ODA として認められるのは、グラント・エレメント 25%以上。

つまり、開発途上国の経済・社会の発展や、福祉の向上に貢献するため、政府が行う資金や技術による協力のこと

・ODA の形態別分類・

ODA には、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関を通じて支援する多国間援助がある。

- ・多国間援助：UNDP、UNICEF、UNESCO、UNODC 等の国連関連機関や、世界銀行等国際開発金融機関への資金出資・拠出を通じて行う援助。
- ・二国間援助：
 - ・無償資金協力(返済義務のない資金提供) EX) 保健・感染症、衛生、教育等の基礎生活分野、社会基盤整備、環境分野等への充当。途上国の中でも所得水準の低い国が中心。
 - ・技術協力(人材育成の為の技術、知識伝達) EX) 途上国からの研修員受け入れ、専門家派遣、機材供与、青年海外協力隊の派遣、各種の開発計画の作成をサポートする開発計画調査型技術協力等。所得水準が比較的高いため無償資金協力・有償資金協力の対象とならない国・地域や、累積債務が多いため有償資金協力の対象とならない開発途上国・地域などに対しても行われる。
 - ・有償資金協力(円借款、低利長期返済で開発資金貸付) EX) トルコのボスボラス橋建設及び耐震補強工事

二国間援助に関しては、支援国と被支援国との直接交渉により支援内容が決定され、その国々に適応した支援体制を整えている。

○ODA の仕組み○

ODA



本日分追加レジュメ

V 児童労働と貧困の因果関係

a. 児童労働とは

【定義】

- ・ 原則 15 歳未満の子どもが、大人のように働く労働

ILO138 号条約が定める就業最低年齢

| 最低年齢 | 軽易な労働 | 危険な労働 |
|--|----------------------------------|---|
| 15 歳 ・ 義務教育修了年齢を下回らない(原則) ・ 途上国は 14 歳とすることができる | 13 歳 ・ 途上国は 12 歳とすることができる | 18 歳 ・ 健康・安全・道徳が保護され、適切な職業訓練を受ける場合は 16 歳 |

*子どもたちの健全な成長を妨げる労働をさし、家や田畑での手伝い、小遣い稼ぎのアルバイトなどは含まれません。

- ・ 18 歳未満の子どもが行う最悪な形態の労働

ILO182 号条約

人身取引、債務奴隷、強制的な子ども兵士、その他の強制労働

買春・ポルノ、麻薬の製造・密売などの不正な活動

子どもの健康・安全・道徳を害し、心身の健全な成長を妨げる危険で有害な労働

(ILO HP より引用)

【児童労働の原因】

◆ 貧困

貧困は子どもたちが働く最大の理由といえます。子どもたちが世帯所得の 4 分の 1 程度を稼いでいるような貧しい家庭では、収入の多くが食料に充てられるため、働く子どもたちの収入が家族の生存にとって非常に重要なのです。しかし、貧しい国々で児童労働が頻繁に見られる地域がある一方で、インドのケララ州のように貧しいながらも児童労働がほとん

ど廃止された地域もあります。

◆ 教育機会の欠如

子どもが働き、学校に行かない理由はたくさんあります。多くの国では基礎教育が有料で、また教育サービスの普及程度も不十分なため、すべての子どもが通えるとは限りません。学校のある所でも、教育の質が不十分であったり、内容が不適當だったりします。こうしたことから両親が教育に価値を見出さない場合には、子どもたちは学校に行かずに働かされることとなります。

◆ 伝統

伝統的に、親の職業を子どもが受け継ぐ地域もあります。もし家族が危険な仕事についていけば、子どもたちも同じ職業に取り込まれていきます。賃金が出来高払いの産業では、子どもたちは家族を「助ける」よう、頻繁に言われます。これは建設業や家内産業に共通に見られる慣行でもあります。

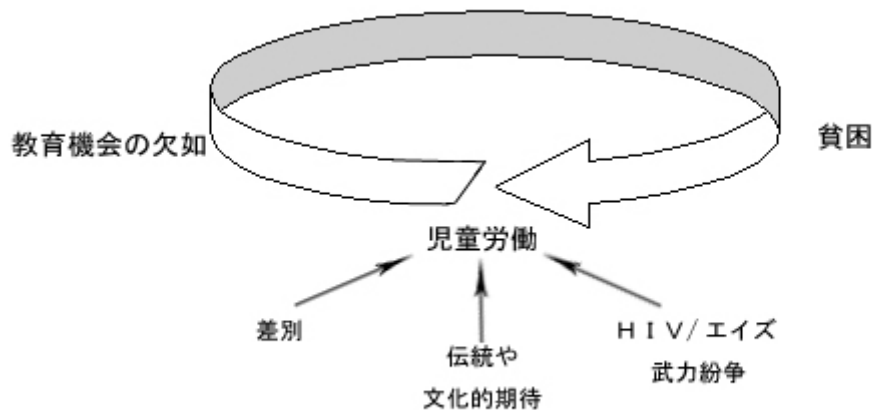
◆ 脆弱性

危険な状況下での児童労働は、最も脆弱な家族（低収入のため、大人の怪我や病気、そして遺棄や離婚に起因する混乱に対応する余裕がほとんどないような家族）でよく見られます。このような家族は負債を抱えたり、その脅威にさらされていることが多く、有害で強制的な児童労働や、家族の負債を帳消しにするために売られる子どもたちがいます。

◆ 児童労働への需要

使用者は、子どもたちが大人に比べて「安く」、また抵抗をしないで命令に従順に従うため、子どもたちを雇うことを好みます。児童労働に関する調査は供給側の要素に集中する傾向があり、これは主に貧困が児童労働の原因であるという共通の見解によっています。しかし児童労働への需要も考慮する必要があるでしょう。なぜ使用者は子どもを雇うのか。低コストと替え難い子どもの技術—「器用な指先」論—や、子どもが大人よりも少ない賃金を支払われているという「経済的代替不可能性」論がありますが、実際は、ILO の調査結果に示されるように、こうした主張には根拠の無いことも多いのです。

【児童労働と貧困の因果関係】



(ILO HP より引用)

カンボジアなどでよく見られるケース

1. 児童労働 (Child Labour) : 例えば、10歳になる男の子が35度の炎天下、毎日15時間、週7日間、ひたすらレンガを砕く作業に従事していたとする。毎日重たいレンガを運ぶことで、身体の成長が阻害されるかもしれない。命じられた通り、同じ作業の繰り返しをするだけの生活により、心の発達も阻害されるかもしれない。しかし、父親が死んでしまった今、幼い弟や病気がちな母の代わりに家計を助けるのは彼しかない。彼はそうして大人になっていく。

2. 教育 (Education) : 彼は働き始めると同時に、学校を辞めた。1日15時間働くとなると、当然彼は学校へ行くことができない。読み書き、計算はおろか、普通教育を受けている人たちの教養・常識を知らない。彼ができることといえば、レンガを砕いて米一キロ相当の報酬を得ることだけ。また、仮に機会があっても、今更小学校へ戻って、低学年から再スタートするにはあまり気持ちが乗らない。

3. 貧困 (Poverty) : 15年後彼は大人になって、家庭を設けた。しかし、いまだにレンガを砕き、低賃金で生活している。また、数年前にレンガの下敷きになる事故に遭い、歩行障害を患っている。その影響で今は週に3日しか働くことができない。もうすぐ5歳になる息子もそろそろ働きに出す頃だ。教育を受けさせて、良い仕事につかせたいが、自分の収入だけでは家族を十分に養うことができない。

VI 児童労働の現状

今日、ILO(国際労働機関)に批准している国は178か国ある。その中でも児童労働に関する条約(138条、182条)に批准している国は他の主要条約と比較しても少ない。特に138条

の批准国が格段に減少しているのが現状だ。主にアフリカで減少傾向にあるが、それらの未批准国の児童労働状況はどのようなものか。ここではアフガニスタンの事例を挙げる。以下 2012 年 6 月 29 日付 ILO メールマガジン・トピックスより抜粋。

『アフガニスタンの法定就労年齢は 15 歳ですが、この制限の執行力は弱く、国連児童基金（UNICEF）はアフガニスタンの子どもの 13%が働いていると推定しています。政府の 2007/08 年全国リスク・脆弱性調査（NRVA）によれば、少なくとも 6～15 歳の子どもの 18%に当たる 142 万人が働いているとされます。ILO は 2011 年 8～10 月にナンガルハルとカブールの二つの県で煉瓦工場における債務奴隷と児童労働に関する調査を行い、調査対象となった煉瓦工場で働く職人の 56%が 18 歳未満、47%が 14 歳以下であることを見出しました。このように児童労働、特に最悪の形態の児童労働の問題はますます大きくなってきていますが、この撤廃に向けた政策はなく、包括的な取り組みを行う仕組みも存在しません。』

『アフガニスタンは世界で 7 番目に貧しい国といわれ、現在、その投げ年にわたる危機から抜け出そうとしています。最悪の形態の児童労働は国中にはびこり、約 600 もの NGO(非政府組織)が国内で活動し、政府も児童労働問題に取り組んでいるにも関わらず、問題が十分に対処されるようになるまであと数十年かかるといわれています。』

参考資料：ILO 駐日事務所

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/feature/2012-06.htm>

Ⅶ児童労働の廃止

国際労働期間（ILO）は児童労働を廃止すべく条約を規定している。

- ・第 138 号条約 最低年齢上位約
- ・第 182 号条約 最悪の形態の児童労働条約

しかしこれらの条約に批准している国としてない国があり、批准していない国に代表的な後発発展途上国が存在している実態がある。

Ex) アフガニスタン・カンボジア・インド・ミャンマー・ソマリア etc...

Ⅷ論点

貧困の原因である児童労働は子供の教育を著しく妨げ貧困を常態化させます。そこで国際労働機構（ILO）は児童労働の廃止を目的とした条約を設けました。しかしこの条約に未だに批准していない国は多数あるのが現状です。そこで今回は児童労働の廃止条約に批准していない途上国に対する支援の在り方について考えたいと思います。

- A,児童労働廃止条約に批准している国と同等の支援を行う
- B,児童労働廃止条約に批准している国を優先的に支援する